

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

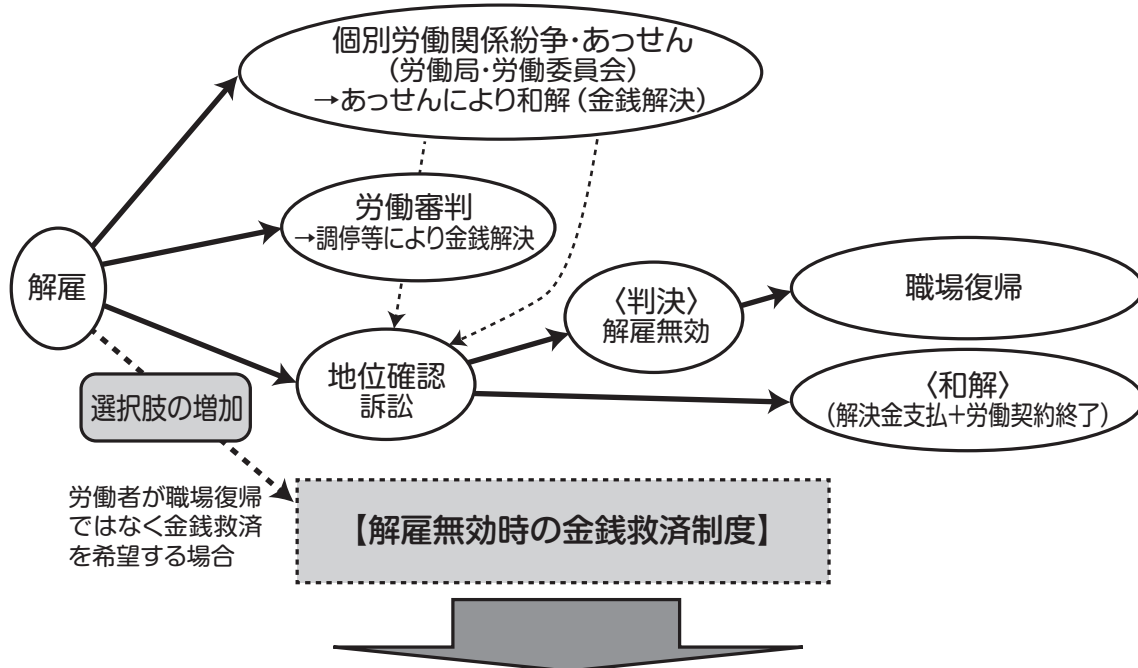
大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」始まる

厚生労働省は、解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的な論点について検討を行うため、学識経験者を集めて検討会を設置し、平成30年6月12日に第1回会合を開催しました。解雇無効時の金銭救済制度については、約1年半にわたり「透明かつ公正な労働紛争システム等の在り方に関する検討会」において議論され、平成29年5月に報告書がとりまとめられています。この報告書を踏まえ、裁判の無効判決とは別に、労働者が金銭救済を求め、企業が応じれば労働契約終了となる裁判外の解決を中心に、その際の具体的・技術的な制度設計及び法整備のあり方を今後検討していくとしています。

解雇無効時の金銭救済制度に係る検討の視点と基本的な枠組の全体像



- (例1) 解雇が無効であるとする判決を要件とする金銭救済の仕組み
- (例2) 解雇を不法行為とする損害賠償請求の裁判例が出てきていることを踏まえた金銭救済の仕組み
- (例3) 実体法に労働者が一定の要件を満たす場合に金銭の支払を請求できる権利を置いた場合の金銭救済の仕組み

* 解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会 第1回資料

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000211235.html>